

議案第27号	三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	兵庫県の第3次行革プランによる老人医療費助成事業及び母子家庭等医療費給付事業の制度改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
《改正内容》	
①老人医療費助成事業 自己負担割合、低所得者の負担限度額の見直し	
②母子家庭等医療費助成事業 負担限度額の見直し	
【施行期日】平成26年7月1日	